

# 福祉サービス第三者評価 評価結果報告書(概要)

公表日:令和7年1月17日

評価 機関	名称	(社福)広島県社会福祉協議会
	所在地	広島県広島市南区比治山本町12-2
	事業所との契約日	令和6年5月9日
	訪問調査日	令和6年8月7日
	評価結果の確定日	令和6年12月20日
	結果公表にかかる事業所の同意	あり・なし

## I 事業者情報

### (1)事業者概況

事業所名称	あおばこども園	種別	幼保連携型認定こども園		
事業所代表者名	園長 後迫 美香	開設年月日	平成18年4月1日		
設置主体	社会福祉法人 鏡福社会	定員	186人	利用人数	179人
所在地	〒720-1131 福山市駅家町万能倉463番地1				
電話番号	084-976-1242	FAX番号	084-976-8323		
ホームページアドレス	<a href="http://www.kagamifukushikai.jp/aoba.html">http://www.kagamifukushikai.jp/aoba.html</a>				

### (2)基本情報

サービス内容(事業内容)	事業所の主な行事など
○ 0歳児(生後43日～)から5歳児の保育	毎月:通報訓練,安全指導,不審者対応訓練,避難訓練,消火訓練,身体測定,誕生日会
○ 延長保育(早朝,夕方,土曜)	英会話(3~5歳),月1回:リトミック(全児)たてわり保育(3~5歳)
○ 一時保育/子育て支援サークル活動	入園式,卒園式,夏祭り,運動会,保育参観,季節行事
○ 子育て支援	収穫祭,世代間交流,園庭開放,発表会,カレーパーティ
	アレルギー対応訓練(年1各クラス),お茶会(年4回:4~5歳)
	施設見学会(未就学児),秋の火災予防運動参加(5歳)
	人権平和資料館見学(5歳),移動安全教室(3歳~5歳)
居室の概要	居室以外の施設設備の概要
○ 保育室 8室	○屋内遊戯室 1か所 ○相談室 1か所
○ 乳児室 室	○屋外遊戯室 1か所 ○会議室 1か所
○ 一時保育室 1室	○ほふく室 1か所 ○事務室 1か所
○ 子育て支援室 1室	○その他
○ 保健(医務)室 1室	トイレ(6か所),調理室(1か所),調乳室(1か所)
	沐浴室(1か所),砂場(2か所),足洗い場(3か所)
	プール(1か所),

### 職員の配置

職種	人数(うち常勤の人数)	職種	人数(うち常勤の人数)
園長(所長)	1人(1人)	栄養士	1人(1人)
副園長(副所長)	1人(1人)	調理員	5人(2人)
主幹保育教諭	2人(2人)	嘱託医	2人(0人)
保育教諭	31人(26人)	嘱託薬剤師	1人(0人)
保育補助	2人(0人)	事務員	1人(0人)

## II. 第三者評価結果

### ◎評価機関の総合意見

あおばこども園は、社会福祉法人鏡福社会が平成18年度に公立保育園から民間移管を受け入れて運営しています。公立から民営への転換により柔軟性のある質の高い保育をめざし、地域に根ざした実践を進めてきています。令和2年には、新園舎を建設して新たな園児の受け入れ態勢を整備し、当初は120名だった定員が現在は186名に拡大しています。

令和3年には、幼保連携型認定こども園に移行し、「生きる力を培う」の教育・保育目標のもとで豊かな感性と好奇心・創造性を持った子どもの育成に力を注いでいます。

このような保育実践の外部からの評価を受けるために、公益財団法人ソニー教育財団による「ソニー幼児教育支援プログラム」に応募し、令和4年度にはチャレンジ賞を受賞されました。この賞の審査講評では、子どもの主体性や感性などを活かしたユニークで新規性のある取り組みと高い評価を得られています。

第三者評価の受審にも積極的で、園全体を挙げて受審に取り組まれており、実践力の向上に前向きな姿勢がうかがえます。

### ◎特に評価の高い点

- (1) 「関係者評価委員会」を立ち上げ、評議員、第三者委員、町内会、小学校、保護者会の6人が参加し、さまざまな立場から意見交換を行い、その内容を汲み取って保育計画に反映されています。【管理運営編No.4/適切な事業計画策定】
- (2) 子どもたちは地域のボランティアからバラの会、お茶、リトミック、陶芸など、さまざまなことを教えてもらいながら、地域との関わりを密にし、交流を深めています。【管理運営編No.16/地域との関係】
- (3) 子どもの個人情報やプライバシーを守るために、規定やマニュアルを整備され、近年問題視されているSNSの使用についても、その規定を文書化し、職員および保護者がそのルールに則って利用されています。【管理運営編No.20/子どもを尊重する姿勢②】
- (4) 保育課程の一環として、「科学する心を育てる」ために、子どもたちの気づきを大切に、子どもたちがやっていることを保育者が共感しドキュメンテーションで保護者に知らせる取り組みを実践されています。さらにソニー教育財団の「ソニー幼児教育支援プログラム」に発表することで日頃の保育を客観的に分析し、資質向上を図っています。【サービス編No.4/保育課程】

### ◎特に改善を求められる点

- (1) 個人情報に関する記録の開示を求められる際の対応について、入園のしおりにも明確に記載されることを期待します。【管理運営編No.28/記録の管理と開示】
- (2) 契約の解除について、いつでも解除可能なことを重要事項説明書の中に追記されることを望みます。【管理運営編No.31/利用契約の解約・利用終了後の対応】
- (3) 無意識のうちに性差への先入観による固定的な概念や役割分業意識を植え付けるような保育を行わないために、ぜひ職員研修を実施されてはいかがでしょうか。【サービス編No.8/先入観等を植え付けない配慮】

## III. 第三者評価結果に対する事業者のコメント

初めて第三者評価を受審(2018年度)してから6年が経過し、職員の中には初めて受審する者も多かった。ひとつひとつの項目を園全体で振り返ることにより意識統一することが出来た。

また、自分達の強みも知ることができ、今後、園の運営に活かして行きたいです。

これからも組織としてのコンプライアンス、情報公開、説明責任を大切に、こども園を運営していきます。

今回、ご指導いただいたことは早速、園で話し合い、改善に努めています。

#### IV. 項目別の評価内容

##### 1 管理運営編：あおばこども園

1 福祉サービス (法人または事業所) の基本方針と組織	(1)理念・基本方針 自己評価：NO.1-2	社会福祉法人の使命、役割を強く意識されており、理念や基本方針は、年度初めの全職員対象の会議にて、職員に浸透するよう理事長より話をされています。また、保護者には理念が明記されている入園のしおりを配布するとともに、創設の精神、教育保育目標等はクラスに掲示され、周知に努められています。
	(2)計画の策定 自己評価：NO.3-4	年度初めの職員会議で行うグループディスカッションでクラスとしての目標を話し、会議録を用いて園全体に回覧をされています。中・長期的計画は令和5年に明文化し、全職員に配布されています。 令和元年に「関係者評価委員会」を立ち上げ、評議員、第三者委員、町内会、小学校、保護者会の6人が参加し、さまざまな立場から意見交換を行い、その内容を汲み取って保育計画に反映されています。
	(3)管理者(施設長)の 責任とリーダーシップ 自己評価：NO.5-6	各職階の職務内容の事務分掌を定め、園長自らの役割と責任について文書化されています。園長を補佐する副園長や主幹保育教諭との情報共有も徹底しており、国からの通知等は全職員に回覧し、情報共有に努められています。 園長は職員の処遇改善のため、キャリアパス研修を受けたり、オンデマンド研修を契約するなど、職員のキャリアアップとモチベーション維持のための仕組みを構築されています。
2 組織(法人または事業所) の運営管理	(1)経営状況の把握 自己評価：NO.7-8	福山市の法人立の施設協会の定例会に参加し、福山市の5か年計画や福山ネウボラ事業計画における動向を把握するとともに、子育て支援活動における保護者ニーズを担当者からヒアリングしたり、他園の園長と話し合い、情報収集をされています。 経営状況の分析や改善すべき課題については、市のOBや高校校長を含む理事会で過去5年のデータを用い、予算の内訳等について協議、検討をされています。会計入力を業務委託し、相談やアドバイスを受けられています。
	(2)人材の確保・養成 自己評価：NO.9-12	法人として、必要な人材確保や職員体制に関する基本的な方針を明確に持たれており、職員の自己評価および面談により、一人ひとりの目標を設定されています。人事考課は俸給表とそぐわないことから幹部会で協議をされています。職員の就業状況や意向を把握するため、年1回、意向調査を実施し、次年度に向けての参考にされています。 職員面談においてキャリア形成について聞き取り、研修受講を促がす仕組みが整えられています。今年度は各々で選んだ研修テーマをオンデマンドで受講し、報告書を提出する取り組みをされていました。 実習生については、保育士や幼児教諭の希望者を年5人以上受け入れ、実習担当者を決めて複数職員で担当されています。
	(3)安全管理 自己評価：NO.13	子どもの安全確保のため、リスクの種類別に対応手順やマニュアルを整備し、1冊にまとめたファイルが職員室に置いてあります。さらに消防署による救急法の園内研修も実施し、全職員が受講しています。事故事例、ヒヤリハット等については、報告書を作成し、全職員に回覧するとともに、発生要因の分析と再発防止策の検討をされています。
	(4)設備環境 自己評価：NO.14-15	園舎は1階に保育室や遊戯室、2階にプールが配置されており、園庭や保育室、遊戯室、廊下など設置基準以上の保育スペースを確保し、自由に活動できる環境になっています。各教室には室温・温度計、CO2モニター、熱中症計があり、徹底した管理がされています。 毎日、清掃チェックリストを活用し、園内を清潔に保たれています。また、主幹によるクラス状況の確認も行われています。害虫やネズミ駆除は毎月、業者に確認してもらっています。

<p>2 組織 の 運 営 管 理 (法人または事業所)</p>	<p>(5)地域との交流と連携 自己評価：NO. 16</p>	<p>幼年消防クラブの火災予防運動などの地域行事への参加や園の夏祭りでの盆踊りなど、地域住民と関わる機会を設けられています。ボランティアの受け入れマニュアルを整備し、子どもたちは地域のボランティアからバラの栽培、お茶、リトミック、陶芸など、さまざまなことを教えてもらいながら、地域との関わりを密にし、交流を深めています。また、地域の人に「関係者評価委員会」のメンバーになってもらい、意見をいただく仕組みを構築されるなど、地域に開かれた園となるよう努められています。</p>
	<p>(6)事業の経営・運営 自己評価：NO. 17-18</p>	<p>制度に関する意見や意向を園として伝えるため、福山市私立認可保育施設協会の会員となり、定例会、研修会に出席し連携を取られています。財務諸表についてはホームページで公開しており、WAMネットにもリンクできるようにされています。</p>
<p>3 適 切 な 福 祉 サ ー ビ ス の 実 施</p>	<p>(1)利用者本位の福祉サービス 自己評価：NO. 19-24</p>	<p>一人ひとりの子どもを尊重した保育を行うため、虐待や不適切保育についてのニュースや福山市から通知文で知り得た内容について、園内で話し合う機会を設けています。子どもの個人情報やプライバシーを守るために、規定やマニュアルを整備し、入園のしおりに記載されています。さらに、近年問題視されているSNSの使用についても、その規定を文書化し、職員および保護者がそのルールに則って利用することとし、写真については、使用可能な範囲についての同意書を求めています。 保護者の意向を把握するため、クラス懇談、個人懇談の他、年に1回保護者アンケートを実施しています。アンケートは項目にチェックし、コメントを記入する方式で、その結果を「関係者評価委員会」に提出し、協議、検討されています。また、園内にコミュニケーションBOXを設置し、意見を述べやすい環境を整備されています。苦情解決のしくみがあり、入園のしおりにも記載されています。苦情の受付・解決の担当者を決め、受け付けた苦情は記録に残し、対応策等を協議されています。「関係者評価委員会」において保護者からの意見を受け、教育保育を伝える研修を実施するなど、意見をくみ取る仕組みが整えられています。 ◎「関係者評価委員会」で第三者として参加されている民生委員に、園の状況をより把握してもらうため、定期的な来園や行事への参加を依頼するなどの働きかけをされてはいかがでしょうか。</p>
	<p>(2)サービス・支援内容の質の確保 自己評価：NO. 25-28</p>	<p>保育サービスや保育の質向上のため、保育教諭や調理師等、さまざまな職員が参画し、自己評価を行われています。 日々の保育を円滑に進めるために、アレルギー対応、虐待防止、保健衛生など各種マニュアルを整備し、そのマニュアルに基づいて、避難訓練や不審者対応訓練などを行われています。子どもの状況を記載した「児童票」は職員室で管理され、全職員が閲覧できるようになっています。また、配慮が必要な子どもに対しては担任より会議録で報告し、回覧をされています。 ◎個人情報に関する記録の開示を求められる際の対応について、入園のしおりにも明確に記載されることを期待します。</p>
	<p>(3)サービスの開始・継続 自己評価：NO. 29-32</p>	<p>パンフレットや入園のしおり等を作成されており、写真やイラストを用いて、必要な情報をわかりやすく伝える工夫をされています。さらに園だより、給食だより等を発行し、保育ICTで配信されています。子育て支援事業の委託を受けており、施設見学は子育て支援活動の一環として、随時受けられています。 毎年、入園のしおりを全家庭に配布し、保育サービスや園の取り組みについていつでも保護者に説明できるよう、取り組まれています。保育サービスや保育所の変更については、健康等に関する引継ぎ文書に加え、口頭でも説明されています。 ◎契約の解除について、いつでも解除可能なことを重要事項説明書の中に追記されることを望みます。</p>

## IV. 項目別の評価内容

## 2 サービス編：あおばこども園

<p>1 事業所運営の基本</p>	<p>(1)サービスの質の確保 自己評価：NO.1-3</p>	<p>朝礼・夕礼において、全職員が伝達事項や情報を迅速に共有できるようにされています。また、月1回、各クラス代表者による定例会議を実施し、必要な情報を共有されています。職員会議に出席できない職員にも共有できるように、会議録は全職員に回覧されています。なお、危機管理等、迅速な対応が求められる際にはその都度、協議の場を設けられています。職員が相談をしたい時には、まず主幹保育教諭に相談し、必要に応じて、副園長や園長に助言を求める体制が整えられています。特に配慮が必要な子どもが20名程度在園していることから、保健師・ことばの相談室・こども発達支援センター・療育施設と連携をされています。個人情報(児童票等)は、タブレット・USBともに、帰宅する際には職員室のキャビネットに戻し、施錠管理されています。また、各クラスも閉園時には施錠されています。</p>
<p>2 子どもの発達援助</p>	<p>(1)発達援助の基本 自己評価：NO.4-8</p>	<p>保育課程は地域の特性やこれまでの蓄積を生かした特色あるものになっています。そのひとつに「科学する心を育てる」があり、子どもの感性と創造性を育むために、自然や生活体験からの子どもの発見を大切に、子どもの探求する姿勢に保育者が共感し、ドキュメンテーションで写真や記録にまとめ、保護者も閲覧できるように工夫されています。さらに、ソニー教育財団の「ソニー幼児教育支援プログラム」で発表し、表彰を受けるなど、日頃の保育を客観的に分析し、保育の質の向上を図られています。指導計画は、毎月末に評価および見直しを行い、次の計画作成に役立てられています。職員は子ども一人ひとりの思いや疑問に丁寧に対応することを心がけ、子どもに寄り添う保育を実践されています。近年は、外国籍の子どもの在園はありませんが、福山市の外国語パンフレット等を準備されています。また、異年齢、異文化の人との交流のため、外国人講師を招き、子どもたちに英会話を教えてもらうプログラムがあります。 ◎無意識のうちに性差への先入観による固定的な概念や役割分業意識を植え付けるような保育を行わないために、ぜひ職員研修を実施されてはいかがでしょうか。</p>
	<p>(2)健康管理・食事 自己評価：NO.9-14</p>	<p>子どもの健康管理のため、年2回、健康診断や歯科検診を実施しています。受診した記録はタブレットおよび児童票で残し、職員室のキャビネットに保管され、必要に応じて全職員が閲覧できるように整備されています。食育では、食事が楽しみとなるよう、菜園活動を積極的に保育に取り入れ、年間を通して畑で育て収穫をした野菜を使って、3歳以上の子どもを対象に縦割り「大鍋クッキング」に取り組まれています。クッキングでは、子どもたちが給食職員と触れ合う機会を設けられています。アレルギー疾患の除去食対応の子どもについては、保護者、担任、栄養士と三者懇談を行い、除去内容と提供方法を確認し、柄のちがう食器を用いるなど、適切な対応がされています。また、園で提供する食事は、三色表を用いて保護者等に説明し、理解を得ています。また、その日の献立や量は展示食で示されています。保護者から子どもの食事(主に離乳食)について相談された場合は、内容に応じて職員や栄養士が対応がされています。 ◎保護者向けの給食試食参観は、コロナで中断されていますが、再開予定とのことだったので、より一層給食について理解を深めてもらえるような内容となることを期待します。</p>

2	子どもの発達援助	(3)保育環境 自己評価：NO. 15-17	室内は温度、換気、採光が適切に保たれ、子どもたちの遊具や荷物などがきちんと整理されています。子どもたちの興味に合わせて、本を読んだり、絵を描いたりができるスペースも確保されています。一人ひとりが穏やかに過ごせる配慮に工夫し、落ち着かない子どもは支援室やテラス、芝生など気分転換できる環境を整えられています。園庭、室内ともに子どもの発達や興味に合わせて独創的な玩具や遊具を用意されています。また、自由に探求できるよう、廃材やマジック、クレヨン等の素材や用具も各所に揃えられ、園内で見つけた虫を場所ごとに記す「虫まっぷ」も用意されています。
		(4)保育内容 自己評価：NO. 18-23	子どもの持つ自主性を大切にしながら、興味を持っていることをとことん追求できるように工夫されています。最寄り駅から福山駅までJRに乗るなど、園外へ散歩に出かける機会を設け、消防署などの施設の人と触れ合うことで社会体験を得たり、地域の人と挨拶を交わすことで、ルールやマナーを身に付けられるよう、取り組まれています。また、花や草木など身近な自然環境の中で感じたことを図鑑で調べるなど、興味を探求することを大切にされています。子ども同士の関係づくりは、遊びや普段の生活を通して、相手の気持ちに気づき、自分の思いも伝えられるよう、見守りながら、働きかけをされています。 乳児保育は、一人ひとりの生活リズムに合わせて、保育するよう配慮されています。特に離乳食は保護者、栄養士、職員で相談しながら提供できるよう連携を図っています。長時間保育の子どもには、おやつとお茶が用意され、夕食に影響しない程度の気分転換や子どもが異年齢で遊べるようにされています。また、障害児保育は、研修を受けた職員の復命書を全職員に回覧したり、クラス懇談会を通してクラス内の子どもたちの育ちと共に保護者に伝えられています。
3	子育て支援	(1)保護者等への支援 自己評価：NO. 24-28	保護者との関係構築では、日頃の送迎時でのやり取りに加え、ICTを活用し、「キッズビュー」で毎日、園での様子が配信されています。個別のやり取りは、連絡帳からアプリへ移行し、タブレットで連絡・連携をされています。また、里帰り出産など長期欠席の際には、個別に相談の機会を設けられています。 保護者から担任が相談を受けた場合は、主幹、園長、栄養士などから助言を受けられる仕組みが整備され、虐待など不適切な養育が行われている可能性を感じた際には、整備されているマニュアルに沿って、過去の事例等も踏まえながら速やかな対応ができるよう整備されています。さらに虐待等のマニュアルに沿った職員研修も実施され、適切な対応を心がけられています。
4	子どもの安全	(1)安全・事故防止 自己評価：NO. 29-31	食中毒や感染症に関するマニュアルを備えるほか、衛生管理チェック表があり、給食室の職員のキズの有無、嘔吐や下痢症状はないかを毎日確認をするなど、予防対策をされています。また、事故や天災に備えて、大雨時の休園基準が定められ、園内で発生した「ヒヤリハット事例」については、年齢ごとに分析・集約され、事故を未然に防ぐための取り組みがされています。 不審者の侵入については、福山市教育メールからの情報が随時入るようにネットワークが整えられており、緊急時にはすぐに警察に連絡ができるよう、室内にポリスコールが8か所設置されています。さらに閉園後は、警備会社と連携し、すぐに対応できるよう整備されています。
5	地域との関わり	(1)関係機関および地域との連携 自己評価：NO. 32-34	要保護児童の早期発見、保護のため、福山市ネウボラ課と連携を図り、情報提供できるようにされています。園と療育施設を行き来して過ごしている子については、各施設と連携し、支援体制が整えられています。 地域の子育て拠点となるよう、北部市民センター児童室に職員が出向き、支援活動をしたり、福山平成大学や幼児教育の養成校の学生の教育支援をされています。また、一時保育専用の保育室と保育教諭を配置し、子どもたちが安心して過ごせる環境を整備されています。

# 自己評価・第三者評価の結果 (管理運営編：あおばこども園)

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の必要性
-----	-----	----	------	-------	--------

## 1 福祉サービスの基本方針と組織 (法人または事業所)

### (1) 理念・基本方針

1	理念・基本方針の確立	法人としての理念、基本方針が確立され、明文化されていますか。	A	A	
2	理念・基本方針の周知	理念や基本方針が職員・利用者等に周知されていますか。	A	A	

### (2) 計画の策定

3	中・長期的なビジョンと計画の明確化	中・長期的なビジョン及び事業計画が策定されていますか。	A	A	
4	適切な事業計画策定	事業計画が適切に策定されており、内容が周知されていますか。	A	A	

### (3) 管理者(施設長)の責任とリーダーシップ

5	管理者(施設長)の役割と責任の明確化	管理者(施設長)は、自らの役割と責任を明確にし、遵守すべき法令等を理解していますか。	A	A	
6	リーダーシップの発揮	管理者(施設長)は質の向上、経営や業務の効率化と改善に向けて、取り組みに指導力を発揮していますか。	A	A	

## 2 組織 (法人または事業所) の運営管理

### (1) 経営状況の把握

7	経営環境の変化等への対応①	事業経営をとりまく環境が的確に把握されていますか。	A	A	
8	経営環境の変化等への対応②	経営状況を分析して、改善すべき課題を発見する取り組みを行っていますか。	A	A	

### (2) 人材の確保・養成

9	人事管理の体制整備	必要な人材確保に関する具体的なプランをたてて、実行していますか。	A	A	
10	職員の就業状況への配慮	職員の就業状況や意向を把握し、必要があれば改善する仕組みが構築されていますか。	A	A	
11	職員の質の向上に向けた体制	職員の質の向上に向けた具体的な取り組みを行っていますか。	A	A	
12	実習生の受け入れ	実習生の受け入れについて、積極的な取り組みを行っていますか。	A	A	

### (3) 安全管理

13	利用者の安全確保	利用者の安全確保のための体制を整備し、対策を行っていますか。	A	A	
----	----------	--------------------------------	---	---	--

### (4) 設備環境

14	設備環境	事業所(施設)は、利用者の快適性や利便性に配慮したつくりになっていますか。	A	A	
15	環境衛生	事業所(施設)は、清潔ですか。	A	A	

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の必要性
-----	-----	----	------	-------	--------

**(5)地域との交流と連携**

16	地域との関係	利用者地域との関わりを大切に、地域のニーズに基づく事業等を行っていますか。	A	A	
----	--------	---------------------------------------	---	---	--

**(6)事業の経営・運営**

17	制度に関する意見・意向の伝達	制度について、保険者あるいは行政担当部署等に意見や意向を伝えていますか。	A	A	
18	財務諸表の公開	地域住民、利用者に対して財務諸表を公開していますか。	A	A	

**3 適切な福祉サービスの実施****(1)利用者本位の福祉サービス**

19	利用者を尊重する姿勢①	利用者を尊重したサービス提供について、共通の理解を持つための取り組みを行っていますか。	A	A	
20	利用者を尊重する姿勢②	利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していますか。	A	A	
21	利用者満足の向上	利用者満足の向上に向けた取り組みを行っていますか。	A	A	
22	意見を述べやすい体制の確保①	利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備していますか。	A	A	
23	意見を述べやすい体制の確保②	苦情解決のしくみが確立され、十分に周知・機能していますか。	A	A	
24	意見を述べやすい体制の確保③	利用者からの意見等に対して迅速に対応していますか。	A	A	

**(2)サービス・支援内容の質の確保**

25	質の向上に向けた組織（法人または事業所）的な取り組み	自己評価の実施や第三者評価の受審により、提供しているサービス・支援内容の質向上を図っていますか。	A	A	
26	標準的な実施方法の確立	各サービス業務が標準化され、マニュアル化されてサービスが提供されていますか。	A	A	
27	サービス実施状況の記録	利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われていますか。	A	A	
28	記録の管理と開示	サービス提供記録等の開示を適切に行っていますか。	B	B	○

**(3)サービスの開始・継続**

29	サービス提供の開始①	利用者に対して、サービス選択に必要な情報を提供していますか。	A	A	
30	サービス提供の開始②	サービスの開始にあたり、利用者等に説明し、同意を得ていますか。	A	A	
31	利用契約の解約・利用終了後の対応	利用者がいつでも契約の解約ができることを説明し、利用者又は事業者から直ちに契約を解除できる事由を定めていますか。	A	B	○
32	サービスの継続性への配慮	事業所（施設）の変更や家庭への移行などにあたり、サービスの継続性に配慮した対応を行っていますか。	A	A	

# 自己評価・第三者評価の結果 (サービス編：あおばこども園)

No.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の必要性
-----	-----	----	------	-------	--------

## 1 事業所運営の基本

### (1)サービスの質の確保

1	職員会議	職員間において、定期的または随時に情報共有する体制がとられていますか。	A	A	
2	指導助言の実施体制	職員が指導助言を受ける仕組みがありますか。	A	A	
3	個人情報の適切な取り扱い	子ども(保護者等を含む)に関する情報(データを含む)は、適切に取り扱われていますか。	A	A	

## 2 子どもの発達援助

### (1)発達援助の基本

4	保育課程	保育課程は、関係法令や子どもの発達特性を踏まえ、長期的見直しをもって適切に編成されていますか。	A	A	
5	指導計画	指導計画は、定期的に評価および見直しが行われていますか。	A	A	
6	理解と受容	子ども一人ひとりへの理解を深め、受容していますか。	A	A	
7	さまざまな人との交流	さまざまな年代や文化を持つ人たちに親しみを持つよう働きかけていますか。	A	A	
8	先入観等を植え付けない配慮	性差への先入観による固定的な概念や役割分業意識を植え付けないような配慮を行っていますか。	A	A	○

### (2)健康管理・食事

9	健康状態の把握	子どもの健康管理は、適切に行われていますか。	A	A	
10	健康診断等の実施	健康診断や歯科検診を定期的に行っていますか。	A	A	
11	食事環境の整備	子どもにとって、食事が楽しみとなるよう配慮していますか。	A	A	
12	食育の推進	子どもが生活と遊びの中で、食事を楽しみ合うよう、働きかけていますか。	A	A	
13	子どもの状況に応じた食事の提供	アレルギー疾患や体調不良の子どもがいる場合、子どもの状況に応じた食事が提供されていますか。	A	A	
14	家庭との連携	保育所で提供する食事について、保護者等に対して説明し、理解を得ていますか。	A	A	

### (3)保育環境

15	空間の確保	保育所は、子どもが心地よく過ごせるような空間が確保されていますか。	A	A	
16	設備・環境	保育所は、子どもたちの心身の安らぎ、くつろぎの面から配慮された場所となるよう、工夫されていますか。	A	A	
17	保育環境の整備	子どもが自発的に活動できる環境を整える工夫を行っていますか。	A	A	

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の必要性
<b>(4)保育内容</b>					
18	社会的なルールや態度の獲得	子どもが、望ましい生活のルールや態度を身につけるよう、働きかけていますか。	A	A	
19	表現活動	身近な環境の中で、感覚を豊かにしたり、活動を楽しめるよう働きかけていますか。	A	A	
20	人間関係	遊びや生活を通して、人間関係が育つように働きかけていますか。	A	A	
21	乳児保育	乳児保育のための環境が整備され、保育内容や方法に配慮していますか。	A	A	
22	長時間保育	長時間保育のための環境が整備され、保育内容や方法に配慮していますか。	A	A	
23	障害児保育	障害児保育のための環境が整備され、保育内容や方法に配慮していますか。	A	A	

### 3 子育て支援

#### (1)保護者等への支援

24	信頼関係の構築	保護者等の気持ちに共感しながら、信頼関係を築くよう努めていますか。	A	A	
25	保護者等との連携、共有	子どもの生活の連続性を踏まえ、保護者等との連携および情報共有が行われていますか。	A	A	
26	相談・情報提供	保育に関する知識や技術を活かして、保護者等からの相談にあたっていますか。	A	A	
27	不適切な養育に対する支援	虐待等、不適切な養育が行われている可能性があると感じた場合は、速やかに対応していますか。	A	A	
28	虐待等への対応	虐待を受けている子ども(虐待の可能性のある場合を含む)に対して、適切に対応していますか。	A	A	

### 4 子どもの安全

#### (1)安全・事故防止

29	食中毒・感染症対策	食中毒や感染症に対する予防および発症後の対策は、適切に行われていますか。	A	A	
30	事故・天災への対応	事故や天災が発生した場合、速やかに対応できる体制がありますか。	A	A	
31	不審者対策	不審者の侵入などに対応できる体制がありますか。	A	A	

### 5 地域との関わり

#### (1)関係機関および地域との連携

32	関係機関との連携協力	子ども家庭センター、要保護児童対策地域協議会、小学校等と連携し、必要に応じて協力体制を築いていますか。	A	A	
33	地域の子育て支援	地域の子育て支援の拠点として、子育て家庭に対して保育所機能を還元していますか。	A	A	
34	一時保育	一時保育のための環境が整備され、保育内容や方法に配慮していますか。	A	A	